

1 概要

地域の観光資源を活かした有料の観光メニューを取り入れた、水上交通又は新幹線・在来線を活用したツアー催行費用の補助

2 補助対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた事業者又は旅行業法第23条の規定による登録を受けた事業者

3 補助対象期間

令和8年4月1日から翌年の3月末日までの間、催行するツアー

4 対象要件等

<交付額>

水上交通を活用する鹿児島湾奥・大隅（桜島を除く）方面へのツアーや鹿児島県内の駅を出発かつ到着とする新幹線・在来線（JR・おれんじ鉄道）を活用するツアーであり、地元住民との交流や地元ならではの体験など、地域の観光資源を活かした有料の観光メニューを取り入れたツアー催行に対する補助（以下、①に②又は③を加算した額）

【補助上限額】

- ① ②③を除くツアー催行経費 200千円（一律）
※②③を除くツアー催行経費が200千円を下回る場合は、千円未満の端数は切り捨てた額を交付
- ② 水上交通活用経費 活用経費の1/2（上限200千円）
- ③ 新幹線・在来線活用経費 活用経費の1/2（上限100千円）

<対象要件>

- 催行人数は原則5人以上
- 次年度以降のツアー催行に向けて、実績報告までに地元DMO等との打ち合わせを行うこと
- 対象となる観光メニューの具体例
 - ・ 地元有料観光施設の利用、地元特産品を使った食事
 - ・ 地元住民との交流（地元生産者で行う農業体験や漁業体験）、地元住民からの生活様式や文化などの紹介
 - ・ 地元ならではの体験（地元の祭りやイベント参加、伝統・文化体験等）

5 申請から交付までの流れ

- (1) 【催行20日前までに】補助金の交付申請
- (2) 交付決定後、ツアー催行
- (3) 【催行後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに】実績報告
- (4) 補助金額の確定及び交付

6 申請・問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号鹿児島県PR観光課 観光地づくり係
観光クルーズ船担当 宛

電話：099-286-3005

メール：cruise@pref.kagoshima.lg.jp



1 概要

鹿児島県内の港での発着クルーズ商品の広告宣伝費用の補助

2 補助対象者

クルーズ船運航会社、クルーズ船（船の一部客室を含む）をチャーターする旅行会社

3 補助対象期間

令和8年4月1日から翌年の3月末日までの間、販売するクルーズ商品

4 対象要件等

鹿児島県内の港を出発・到着港とする、鹿児島発着クルーズ商品（鹿児島発又は着のみも含む）の広告宣伝費用に対する補助（広告宣伝費用の1/2を補助）

【補助上限額】

① 発着 500千円 ② 発又は着のみ 250千円

5 申請から交付までの流れ

- (1) 発着クルーズ実施
- (2) 補助金の交付申請・交付決定
- (3) 【催行後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに】実績報告
- (4) 補助金額の確定及び交付

6 申請・問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県PR観光課 観光地づくり係

観光クルーズ船担当 宛

電話：099-286-3005

メール：cruise@pref.kagoshima.lg.jp



1 概要

鹿児島県内の離島において、クルーズ船寄港時に実施される寄港地観光ツアーに必要な二次交通を確保するため、鹿児島本土又は県内他離島からバス等の借上・手配に要する費用の補助

2 補助対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた事業者又は旅行業法第23条の規定による登録を受けた事業者

3 補助対象期間

令和8年4月1日から翌年の3月末日までの間、催行するツアー

4 対象要件等

<交付額>

鹿児島県内離島において、クルーズ船の寄港地観光ツアーを催行するに当たり、島内の二次交通（バス、タクシー、自転車等）の確保が困難である場合、鹿児島本土又は県内他離島からのバス（運転手含む）の借上・手配に要する経費に対して補助

【補助上限額】

離島へのバス等の借上・手配に要する経費4分の1以内（上限250千円）

<対象要件>

- クルーズ船が寄港する離島において、寄港地観光ツアー催行に係る二次交通（バス、タクシー、自転車等）の確保が困難であること
- 年間寄港回数が少ない離島であること（直近3年間において、各年の寄港回数がいずれも5回未満である離島であること）
- 地元自治体の受入意向があること
- 当該補助金の交付がなければ、寄港自体が断念されることを確認できること（例：寄港予定日に他のイベント開催により島内バスが不足する場合等）
- バス等手配にあたっては、鹿児島県内のバスを手配すること

5 申請から交付までの流れ

- (1) 【催行20日前までに】補助金の交付申請
- (2) 交付決定後、ツアー催行
- (3) 【催行後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに】実績報告
- (4) 補助金額の確定及び交付

6 申請・問合せ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号鹿児島県PR観光課 観光地づくり係
観光クルーズ船担当 宛

電話：099-286-3005

メール：cruise@pref.kagoshima.lg.jp

